

第1号 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

科 目		既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項			
02	繰入金	975,355,843	123,893,089	1,099,248,932
	01 繰入金	975,355,843	123,893,089	1,099,248,932
歳	入 合 計	1,115,916,000	123,893,089	1,239,809,089

歳出

(単位 千円)

科 目		既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項			
01	公債費	1,115,916,000	123,893,089	1,239,809,089
	01 公債費	1,115,916,000	123,893,089	1,239,809,089
歳	出 合 計	1,115,916,000	123,893,089	1,239,809,089

令和6年度東京都中央卸売市場会計補正予算

（総則）

第1条 令和6年度東京都中央卸売市場会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和6年度東京都中央卸売市場会計予算第3条に定めた収益的収入の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既定予定額）	（補正予定額）	（計）
収入			
第1款 市場事業収益	23,484,000千円	45,400千円	23,529,400千円
第2項 営業外収益	5,071,479千円	45,400千円	5,116,879千円
収入合計	23,484,000千円	45,400千円	23,529,400千円

令和6年度東京都下水道事業会計補正予算

（総則）

第1条 令和6年度東京都下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和6年度東京都下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既定予定額）	（補正予定額）	（計）
収入			
第1款 下水道事業収益	374,410,000千円	2,945,000千円	377,355,000千円
第3項 特別利益	0千円	2,945,000千円	2,945,000千円
第2款 流域下水道事業収益	38,138,000千円	282,000千円	38,420,000千円
第3項 特別利益	0千円	282,000千円	282,000千円
収入合計	412,548,000千円	3,227,000千円	415,775,000千円
支出			
第1款 下水道管理費	359,832,000千円	2,945,000千円	362,777,000千円
第3項 特別損失	993,000千円	2,945,000千円	3,938,000千円
第2款 流域下水道経営費	40,134,000千円	282,000千円	40,416,000千円
第3項 特別損失	0千円	282,000千円	282,000千円
支出合計	399,966,000千円	3,227,000千円	403,193,000千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既定予定額）	（補正予定額）	（計）
収入			
第1款 下水道事業資本的収入	180,637,000千円	29,195,000千円	209,832,000千円
第2項 一般会計出資金	30,088,000千円	29,195,000千円	59,283,000千円

第2款	流域下水道事業資本的収入	15,883,000千円	2,364,000千円	18,247,000千円
	第2項 一般会計出資金	1,000千円	2,364,000千円	2,365,000千円
	収入合計	196,520,000千円	31,559,000千円	228,079,000千円
支出				
第1款	下水道事業資本的支出	335,528,000千円	29,195,000千円	364,723,000千円
	第2項 企業債償還金	118,528,000千円	29,195,000千円	147,723,000千円
第2款	流域下水道事業資本的支出	21,020,000千円	2,364,000千円	23,384,000千円
	第3項 企業債償還金	2,217,000千円	2,364,000千円	4,581,000千円
	支出合計	356,548,000千円	31,559,000千円	388,107,000千円

●東京都告示第二百四号

東京都青少年の健全な育成に関する条例(昭和三十九年東京都条例第八十一号)第八条第一項の規定により、青少年の健全な育成を阻害するものとして、次のとおり指定する。

令和七年三月十四日

東京都知事 小池 百合子

図書類

指定番号	種類	名称、号刊、共通雑誌コード及び発行者	指定理由
四三五三	雑誌	ジュネットコミックス	著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある。
		454 ピアスシリーズ664	
		プライド・プレイ	
		四七七〇一―三〇	
		ジュネット株式会社	

●東京都告示第二百五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成二十三年東京都告示第九十一号東京都市計画公園事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

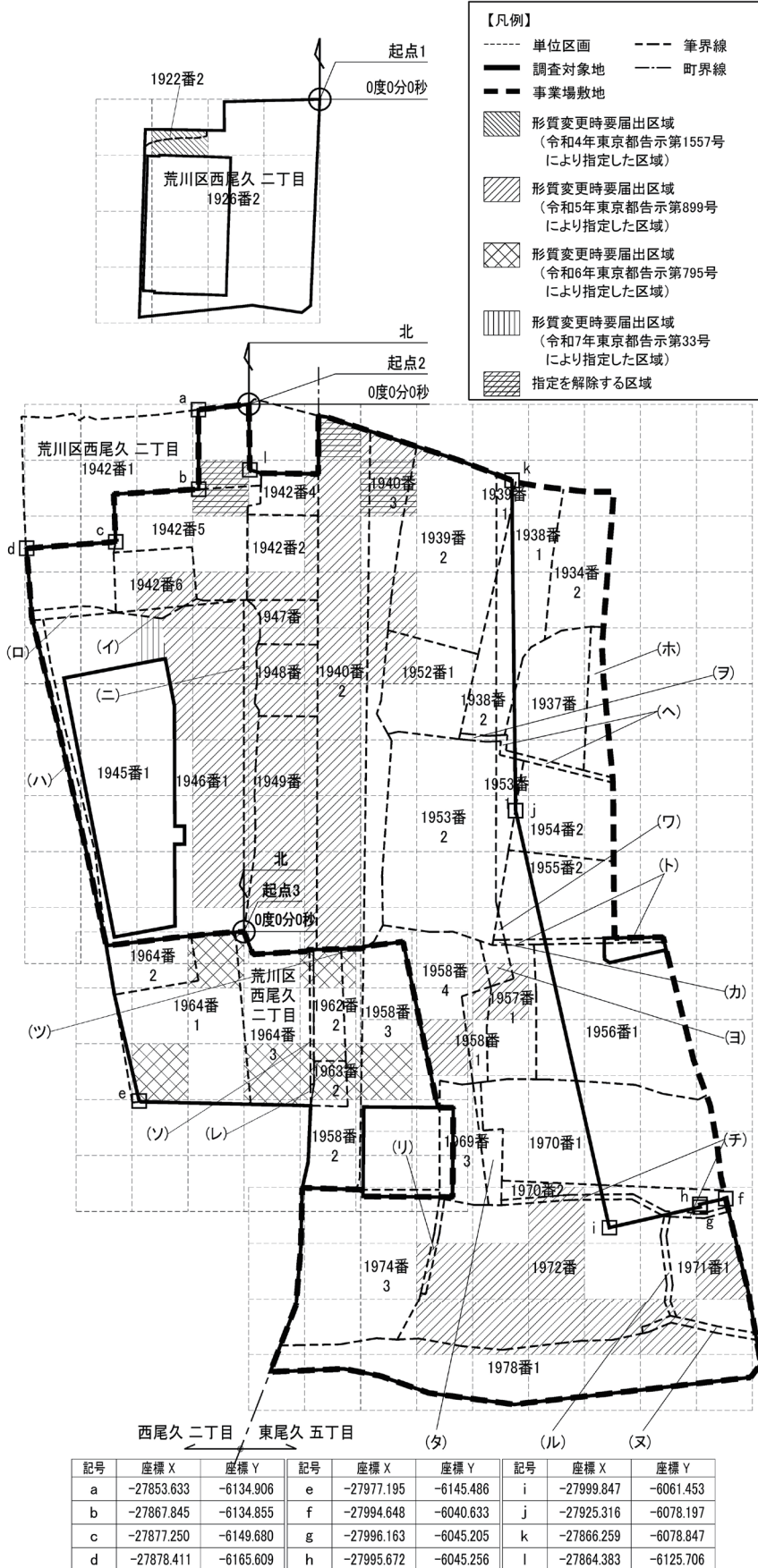
令和七年三月十四日

東京都知事 小池 百合子

一 施行者の名称 港区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画公園事業第三・三・二 号三田台公園

三 事業施行期間 平成二十三年一月二十四日から令和十三年三月三十一日まで



記号	座標 X	座標 Y	記号	座標 X	座標 Y	記号	座標 X	座標 Y
a	-27853.633	-6134.906	e	-27977.195	-6145.486	i	-27999.847	-6061.453
b	-27867.845	-6134.855	f	-27994.648	-6040.633	j	-27925.316	-6078.197
c	-27877.250	-6149.680	g	-27996.163	-6045.205	k	-27866.259	-6078.847
d	-27878.411	-6165.609	h	-27995.672	-6045.256	l	-27864.383	-6125.706

※座標値は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

別図

記号	地番
(イ)	1942番3
(ロ)	1945番3
(ハ)	1945番4
(ニ)	1946番2
(ホ)	1936番2
(ヘ)	1954番3
(ト)	1955番3
(チ)	1970番3
(リ)	1974番2
(ヌ)	1980番2
(ル)	西尾久二丁目 1973番
(ヲ)	1954番7
(ワ)	1955番5
(カ)	東尾久五丁目 1955番6
(コ)	1957番2
(ク)	1969番2
(ケ)	1963番3
(ク)	西尾久二丁目 1962番3
(ツ)	1940番1

【起点1】
起点は、荒川区西尾久二丁目1926番2の最北端とする。

【起点1】
格子の回転角度(0度0分0秒)
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【起点2】
起点は、荒川区西尾久二丁目1942番1の座標値
(X=-27852.654, Y=-6125.891)とする。

【起点2】
格子の回転角度(0度0分0秒)
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【起点3】
起点は、荒川区西尾久二丁目1964番3の最北端とする。

【起点3】
格子の回転角度(0度0分0秒)
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

二 丁目及び東尾久五丁目地内

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十

九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去